

# 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(総則)

令和3年7月16日  
主管:東北学生ハンドボール連盟

## 1 基本方針

本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び『「新型コロナウイルス感染症状況下での安全なハンドボール競技活動について」～選手・スタッフ・関係団体のためのガイドライン～(第2版)』を基に、東北学生ハンドボール連盟が主催および主管する各種大会等に関するリーグ戦等開催の指針として作成されたものです。加盟各大学においては、本ガイドラインや各大学が示す感染予防対策を徹底し、安全な大会運営等への協力をお願いします。

また、本ガイドラインは、前述各ガイドラインとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会における提言等を踏まえ、現段階における知見等に基づき検討されたものであることから、今後、変更の可能性があることについてご留意ください。

## 2 大会等開催条件

本連盟が主催および主管する大会については、次の条件が整うことを開催の条件とする。

- 1) 開催地域が緊急事態宣言の対象地域になっていないこと
- 2) 開催地域に外出制限がかけられていないこと
- 3) 開催地域において、国が示すイベント開催制限の段階が「ステージ3」以下であること  
※但し、開催地域の自治体が開催を認めない場合はその限りではない。

## 3 大会開催時の感染予防対策

本連盟及び参加者については、以下の事項について遵守し、感染予防対策を徹底すること。  
また、大会等の実施に当たっては、開催地域の自治体の方針に従うこと。

### (1)本連盟の遵守すべき事項

- 1) 感染症予防策についての周知徹底
  - a) 参加者の感染予防のために実施すべき事項等について、あらかじめ整理し、適切な場所(会場の受付場所やトイレ、更衣室等)に掲示すること
  - b) 各遵守事項について、定期的に会場内を巡回し確認すること
  - c) 一定時間当たりの会場内滞在者数について(密集回避)検討し、事前に参加

チームに伝えること

- d) 受付、ミーティング方法等(密接回避)について、参加チームに伝えること
- 2) 関係組織および会場施設との連携
  - a) 各会場における緊急時の対応計画及び連絡体制を確立しておくこと
  - b) 各会場における換気方法(密閉回避)を確認しておくこと
- 3) 感染症予防のための必要物品の確保、設置
  - a) 必要な衛生用品(手指消毒薬、石鹼等)を準備し、適切な場所に設置すること
- 4) 感染症予防のための厳格な対応
  - a) 健康チェック未実施の参加者(選手・スタッフ等)の参加は認めないこと
- 5) 会場施設に応じた感染症予防策の実施
  - a) 会場内での接触を避けるため、通行方法等のゾーニングを検討すること
  - b) 入場管理を徹底できるよう、受付以外の出入口は設けないこと
  - c) 体調不良者が出た場合の部屋、使用するトイレを想定しておくこと
- 6) 健康チェックシートの保管
  - a) 大会中、大会後に感染が判明した場合に備え、大会当日書面により提出させた関係者の健康状態(健康チェックシート)について、大会終了後1か月間は保存しておくこと

## (2)参加者(選手・スタッフ等)の遵守すべき事項

- 1) 大会への参加について
  - a) 選手およびスタッフの大会参加については、本人及び当該大学の同意があること
  - b) 大会参加前からの健康チェックを適切に実施し、下記 4 選手・スタッフ等の参加制限について、の各項目に該当しないこと
- 2) 大会前の健康チェックについて
  - a) 代表者会議の日を1日前として、14日前から大会終了まで毎日健康チェックを実施し、各自記録をすること
  - b) 健康チェックシートは、指定した様式を使用すること。
  - c) 健康チェックシートは毎日会場受付にて提出し、その場でチェックを受けること。
- 3) 感染症予防の行動について
  - a) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること
  - b) 常時マスクを着用すること(競技者以外は、可能な限りマスクを着用すること)
  - c) 他の参加者、スタッフ等との適切な距離(最低1m以上)を確保すること
  - d) 会場内での不必要な会話、応援等を慎むこと
  - e) 飲食について
    - i) ペットボトル等の飲み回しはしないこと

- ii) 飲食の際は対面を避け、会話はしないこと
- f) ゴミは各チームの責任においてすべて持ち帰ること
- 4) 感染者発生時の報告について
  - a) 大会終了後2週間以内に感染が確認された場合は、主管学連事務局に陽性者発生報告と濃厚接触者の有無等について速やかに報告すること
- 5) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)をスマートフォンにインストールすること。



Google Play



App Store

- 6) その他、主催者が定めた感染防止のための遵守事項、指示に従うこと

### (3)会場への移動方法等

- 1) 移動は、個人の車や大学ごとにバスで移動することを推奨する。(ただし、移動中の事故等のトラブルについては、当連盟は一切の責任を負わないため、各自において自動車保険等への加入をしておくこと)
- 2) 公共交通機関を利用する際は、少人数で移動し、マスクを着用するとともに会話を控えること

## 4 選手・スタッフ等の参加制限について

以下の事項に該当する場合は、選手・スタッフ等の大会参加を見合わせる。

- 1) 本人の健康状態がすぐれない場合 (平熱より1度以上高い発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状、味覚異常がある等)
- 2) 同居家族や身近な知人等に感染が疑われる(※1)方がいる場合
- 3) 海外から帰国し、国の指示を受けた待機期間(14日)が終了していない場合
- 4) 陽性者の濃厚接触者(※2)となり、健康観察期間が終了していない場合
- 5) その他、主催者が参加を見合わせることを適切であると判断した場合

## 5 選手・スタッフ等に陽性が確認された際の考え方について

選手・スタッフ等に陽性が確認されたことを以って、直ちにチーム全体の参加制限を行うのではなく、陽性者及び濃厚接触者となった選手・スタッフ等への適切な対応に留めるものとす

る。また、PCR検査の有効性については、共通認識(※3)を図っておく必要がある。

#### (1)参加条件について

大会前に選手・スタッフ等に陽性が確認された場合は、特別な場合(※4)を除き、以下のとおりとする。

- 1) 参加予定選手・スタッフ等が陽性者となった場合は、参加前日までに、厚生労働省及び所管保健所の指示による健康観察期間が解除されていること
- 2) 参加予定選手・スタッフ等が陽性者の濃厚接触者(又は特定される可能性がある)となった場合は、PCR検査で陰性となり、陽性者との最終接触日から参加前日までに14日間が経過していること、または、PCR検査を受けずとも無症状で14日間を経過していること
- 3) チーム全体で参加を見合わせるケースとは、選手・スタッフ等に陽性が確認され、濃厚接触者が特定されるまでの間に試合が設定されている場合とする
- 4) すべての参加予定選手・スタッフ等について、大会初日14日前から大会期間中の全日の健康観察と行動履歴を書面に残し、提出すること。

#### (2)大会実施当日の対応について

- 1) 大会当日の会場で、発熱等の症状を訴える者を確認した場合には、すぐに「大会開催県各相談センター等」(※5)やかかりつけ医療機関等に電話などで相談し、対応を決定すること(基本的にはチームの責任のもとすぐに帰宅させる)
- 2) 上記の場合、本人からの聞き取り等により、当日接触があった者は、会場内諸活動を中断させ、保護者等に迎えを依頼して帰宅させること  
接触の例)
  - ・当日マスクを着用せず、手の届く距離で会話をした
  - ・当日対面して一緒に食事をした
  - ・当日マスクを外し会場まで自家用車等に同乗した など
- 3) 上記1)によって帰宅した者については、一時的な発熱等の他、別に症状がなかった場合は、かかりつけ医等に相談の上、翌日以降の参加を認めるものとする
- 4) 上記2)によって帰宅した者についても、原則、医師等に相談の上、翌日以降の参加を認めるものとする(但し、上記1)によって帰宅した者が3)によって翌日以降の参加が許可された場合はこの限りではない)
- 5) 各チーム関係者および大会関係者については、大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス陽性となった選手・スタッフがいた場合、速やかに濃厚接触者の有無等について事務局に報告すること
- 6) 選手・スタッフ等に陽性が確認された場合、個人を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信すること等について厳に慎むこと。また、チーム責任者は、チーム関係者全員にその旨を指導すること

## 6 その他

上記のほか、必要に応じて詳細を別に定める。また、各会場施設管理者が定めた感染防止対策措置について遵守すること

### 【参考】

- ※1 同居の家族や寮などで同室の者に体調不良者がいる等
- ※2 陽性者の感染が確認された日(又は体調不良を訴えた日)の2日前から、以下に該当する接触があった場合、濃厚接触者とされることが多い。

- 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として1m以内かつ15分以上の接触で、マスクの着用なし)で陽性者と接触があった者
  - 感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
  - 適切な感染対策なしに陽性者を看護もしくは介護していた者
  - 陽性者と一緒に食事・会食をした者
- ※ 上記はあくまでも事例であり、陽性者の症状等から保健所が総合的に判断する。  
なお、所管保健所が接触の有無を特定するための資料について、関係者の陽性が確認された際は上記事項を踏まえ紙面で作成しておくことが望ましい。

- ※3 PCR検査とは、検査時における感染の有無を判断するものであり、その後を保証するものではない。また、偽陰性・陽性を含め、陰性を証明させる等の行為そのものが医療行為を妨げるばかりか、合理性に欠けるという点について共通認識をしておく必要がある等
- ※4 関係者に陽性者が出た場合において、濃厚接触者がいないことが明らかな場合は、孤発例として扱うべきこと等
- ※5 大会開催県および自らの居住県における、新型コロナウイルス感染症等相談センターの所在確認について事前確認をしておくこと